

令和5年度入学生

新入生保護者会



校 歌

一、(雲)

湧きあがる雲 その雲の果て
どこまでも 理想かかけて一直線に
若いわれらの 前進はつづく
ともよ育もう 未来にかける夢
ともよ育もう 未来をひらく力
われらの狹山西中学校

二、(大地)

輝く大地 その大地の彼方
どこまでも 真実求め一直線に
若いわれらの 前進はつづく
ともよ鍛えよう 未来を担う意志
ともよ鍛えよう 未来を築く力
われらの狹山西中学校

三、(集団)

たくましき集団 この集団の決意
どこまでも 平和の願い一直線に
若いわれらの 前進はつづく
ともよ讃えよう 未来をめざす生命
ともよ讃えよう 未来を創る力
われらの狹山西中学校

《自主的に考え、正しく行動できる生徒》

狹山市立西中学校

〒350-1320 埼玉県狹山市広瀬東3-23-1

TEL 04-2953-7617 FAX 04-2953-7619

<目次>

- (1) 本校の教育(沿革・教育目標・経営方針・教育課程・主な行事など)・・・1、2
- (2) 生活のきまり・・・・・・・・・・・・3、4、5、6
- (3) 自転車通学について・・・・・・・・7、8
- (4) 部活動について・・・・・・・・9、10
- (5) 入学式のご案内・・・・・・・・11
- (6) 学校衣料品(制服類・カバン等)・・・・12
- (7) 給食費・学年費の納入手続きについて・・13
- (8) 就学援助について・・・・・・・・14、15
- (9) さやまっ子緊急メール登録について・・16、17
- (10) 「学校生活管理指導表」の提出について・・・18
- (11) アレルギー疾患のある児童生徒についておよびその対応(学校生活管理指導表)・・・19、20
- (12) 予防接種について
- (13) こども支援課より

追加資料 新入生保護者会後の質問の回答について

<本校の教育>

1 沿革

昭和 35. 10. 1	狹山市立西中学校として創立 10月1日を開校記念日とする。	昭和 57. 4. 1	学区変更により柏原地区の生徒は狹山市立柏原中学校に分離
昭和 37. 3. 31	狹山市上広瀬に新校舎落成	昭和 62. 3. 31	増築校舎（普通教室6・理科室1・多目的教室1）竣工
昭和 41. 6. 10	管理棟落成	平成 3. 10. 19	開校30周年記念式典実施
昭和 43. 3. 1	体育館落成	平成 10. 7. 8	新体育館竣工
昭和 44. 5. 31	プール竣工	平成 15. 9. 26	除湿温度保持工事完成
昭和 46. 3. 14	校歌・校旗制定	平成 21. 11. 27	耐震補強工事(第Ⅰ期)完成
昭和 46. 10. 31	開校10周年記念式典実施	平成 23. 5. 31	耐震補強工事(第Ⅱ期)完成
昭和 48. 6. 30	特別教室竣工	平成 23. 6. 4	開校50周年記念式典実施
昭和 50. 3. 30	増築校舎6教室竣工	令和 3. 10. 1	生徒棟東トイレ改修工事完成
昭和 56. 4. 1	学区変更により入間川地区の生徒は狹山市立入間川中学校に分離		

2 学校経営方針

＜目指す学校像＞ミッション

入学前には憧れ、在学中は安心でき、卒業後は誇りに思える学校

＜目指す生徒像＞

自立のために、自律できる生徒

- ①凡時徹底(当たり前のことを当たり前にできる)
- ②あいさつ・清掃・素直

3 学校教育目標

自主的に考え、正しく行動できる生徒

- (1)真剣に学習に取り組む生徒
- (2)思いやりのある生徒
- (3)心身ともに健康な生徒

4 教育課程（1週間における教科ごとの時数）

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保育	技家	英語	道徳	特活	総合	合計
1年	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1	1.4	29
2年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	2	29
3年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	2	29

5 学級数および生徒数（令和5年2月1日 現在）

	通常学級				特別支援学級			
	学級数	男子	女子	合計	学級数	男子	女子	合計
1年生	5	96	90	186	1	1	1	2
2年生	5	96	71	167	3	5	1	6
3年生	6	104	96	200	4	2	2	6
合計	15	301	264	553	10	4	4	14

6 新入生予定数（令和5年2月1日 現在の見込み）

	通常学級				特別支援学級			
	学級数	男子	女子	合計	学級数	男子	女子	合計
新1年生	5	92	96	188	6	1	1	7

8 日課表（令和4年度）

区分	月	水	火・木・金	備考
登校	8:25	8:20	8:25	水：朝会 清掃・諸活動なし
朝読書	8:25~8:35		8:25~8:35	
朝の会	8:35~8:45		8:35~8:45	金：専門委員会
朝会		8:20~8:35		
1校時		8:50~9:40		下校時間 1学期 - 18:00
2校時		9:50~10:40		9/1~ 9/30 - 17:30
3校時		10:50~11:40		10/1~10/31 - 17:00
4校時		11:50~12:40		11/1~ 1/31 - 16:30
給食		12:50~13:20		2/1~ 2/28 - 17:00
昼休み		13:20~13:35		3/1~ 3/31 - 17:30
5校時		13:40~14:30		
6校時		14:40~15:30		
清掃	14:40~14:55		15:40~15:55	
帰りの会	15:00~15:10	15:35~15:45	16:00~16:10	
諸活動	15:30~		16:30~	

9 令和4年度の年間行事（主に生徒に関わる行事）

月	主な行事(毎月第2土曜日は、学校公開)
4	入学式 生徒会オリエンテーション 身体測定 各種健康診断 避難訓練 保護者会 全国学力学習状況調査(3年) 交通安全教室(1年)
5	部活動保護者会 埼玉県学力学習状況調査 宿泊学習(2年) 中間テスト 二者相談(1・2年)
6	教育実習 校外学習(1年) 生徒総会 学校総合体育大会 期末テスト
7	修学旅行(3年) 保護者会 1学期終業式 三者相談
8	各部活動等の大会など
9	2学期始業式 避難訓練 体育祭 新人兼県民総合スポーツ大会 保護者会(3年)
10	開校記念日 中間テスト 校内音楽会
11	三者相談 さやまっ子教育の日 PTAバザー(野菜販売・制服リサイクル) 生徒会役員選挙 期末テスト
12	三者相談(3年) 2学期終業式
1	3学期始業式 避難訓練
2	二者相談(1・2年) 新入生保護者会 保護者会(1・2年) 期末テスト 性教育講演会(1・2年)
3	3年生を送る会 新入生体験入学 卒業証書授与式 修了式

※年度当初変更になることもありますので、新入生には4月に改めて資料を配布して説明します。

(1) 生活のきまり

西中学校生徒である自覚と誇りを持って行動し、社会人としての基礎を作りましょう。学校も社会の一部です。安全で有意義な中学校生活を送るために、きまりをしっかりと守って生活しましょう。

西中生徒 挨拶・清掃・素直を基本とした4つの柱

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 時間を守って生活しよう。 | 2. 身だしなみを整えよう |
| 3. 人の話をよく聞き、授業を大切にしよう | 4. 給食、清掃にしっかり取り組もう |

1. 先生、友人、来校者等に気持ちのよいあいさつをする。
2. 人に迷惑をかけない行動をする。
3. 公共物、みんなで使うものを大切にする。
4. 登下校は、交通安全に気をつけ、通学路を通り、寄り道や買い物をしない。
自転車通学は学校で決められた地域内で、点検を受け、許可されたものに限る。
自転車の乗り方が悪い、自転車を改造したなどの場合は、自転車通学を認めない。
(「自転車通学について」を参照)
5. 校内では制服かジャージをきちんと着て生活をする。(朝会や儀式は制服。儀式は長い靴下)
6. 学校生活に関係のない物は持つてこない。
(不要な現金、マンガ、雑誌、CD、ゲーム類、貴重品、菓子類、スマホ・携帯電話等。)
7. 安全のためペランダには出ない。また、他学年の階、他の教室等に出入りをしない。
8. 金銭の貸し借りや物品の売買、交換はしない。
9. 飲み物を水筒で持ってくることは可(中身は水、お茶、スポーツドリンク)。缶、パック、ペットボトルは不可。「弁当の日」など、弁当が必要な場合は家庭から持ってくる。
※弁当を忘れた場合は朝のうちに家庭へ連絡して持ってきてもらう。
10. 部活動時の荷物は活動場所に持っていく、活動後は教室に戻らない。
※防犯・安全上、教室に忘れ物の場合は、学年職員が付き添う。生徒だけで取りに行かない。
(「部活動について」を参照)
11. 自転車を利用する場合は、必ずヘルメットを着用する。

下校時刻

	月曜日～金曜日		短縮3時間(給食無)の一例	
	部活終了	総下校	部活終了	総下校
1学期	17:40	18:00	16:40	17:00
9月	17:10	17:30	16:40	17:00
10月	16:40	17:00	16:10	16:30
11月～1月	16:10	16:30	16:10	16:30
2月	16:40	17:00	16:10	16:30
3月	17:10	17:30	16:40	17:00

諸届について

1. 欠席、遅刻、早退、忌引、体育の見学等の届けは、生徒手帳の諸届欄に所定の事項を記入・捺印して、その日のうちに担任に提出する。※当日欠席の場合は近くの生徒に届けてもらう。
欠席連絡が間に合わない場合は8時10分までに家庭から学校に電話連絡をする。
2. 学生割引を希望するときは、学校に用意してある所定の用紙にその旨を記入・捺印し提出する。
3. 住所・電話番号等の変更があるときは、速やかに担任に届ける。

(2) 服装等の規定

	男 子	女 子
冬	ブレザー、ワイシャツ、スラックス、ネクタイ。 ※温度調整でブレザーは脱いでも可	ブレザー、ベスト、ブラウス・ワイシャツ、スカート、スラックス、リボン・ネクタイ ※温度調整でブレザーは脱いでも可
夏	ワイシャツ、スラックス ネクタイはつけなくて良い	ブラウス・ワイシャツ、スカート、スラックス リボン・ネクタイ、ベストはつけなくて良い
標準服	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザーは一つはボタンをとめる。ボタンが取れたら取り扱い店舗にて購入し付ける。 ・ワイシャツはレギュラーカラー(普通のえり)で白色のもの。 ・ワイシャツ・ブラウスの下は体操着。Tシャツは不可。 ・ベルトは黒色の標準タイプのもの。 ・男子は西中指定のベストを着用してもよい。※西中指定のベストとは、新標準服のニットベストのこと ・スラックスは短すぎないように、スカートは膝が隠れる長さに、丈を調整する。調整できないものは新しく購入する。 ・ネクタイ・リボンは第1ボタンを閉めてとめる。※ネクタイ・リボン生徒指導部で貸し出しあり 	
登校時	・登校時は制服。下校時については、部活動時の服装可。委員会時は担当の指示に従う。	
ジャージ	・ジャージの下は体操着。ワイシャツ、ブラウスは着ない。	
アンダーウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・制服、ジャージの下には原則、体操着を着用する。 ・温感・冷感シャツをアンダーウェアとして着用する場合は、白・黒・紺。 ・制服、ジャージの下から見えないように着用する。 ・防寒として、黒・うすだいだい色のストッキング・タイツの着用可。標準服の下から見ても良いが、ジャージ等の下から見えてはいけない。足首より下がないレギンス不可。靴下を上から重ねて履く。 	
防寒着	<ul style="list-style-type: none"> ・寒いときは、コート・ウインドブレーカー（上ののみ）・マフラー・手袋の着用を認める。コートは無地で、Pコート、ダッフルコート、スクールコートのみ。黒・紺・グレーに限る。 ・ウインドブレーカーの着用は、部活で統一して作った物か、部活で作っていない場合は、華美でない個人の物でも着用可とする。 	
セーター カーディガン ベスト	<ul style="list-style-type: none"> ・セーターはV首無地で、黒・紺・グレーに限る。カーディガンも可。ブレザーの下からはみでない丈のものを着用し、制服の下に防寒用として着用するため、セーター・カーディガンのみで生活しない。 ・セーター・カーディガンを着るときは、ベストを脱いでもよい。 	
靴下	<ul style="list-style-type: none"> ・白・黒・紺。（ワンポイントは良い）ルーズソックスや色物・柄物は不可。 ・儀式や始業式・終業（修了）式では、ふくらはぎにかかる長い靴下で白・黒・紺を着用する。 	
靴	・体育の授業に適した運動靴（=ランニングシューズ）（色は問わない）	
名札	<ul style="list-style-type: none"> ・胸ポケットにつける。（紛失・破損の場合は担任へ ￥330） ・校外での学習時や、登下校時は外す。1枚は普段用、1枚は予備として担任保管にする。 ・温度調整でブレザーを脱いでいるときはつけかえなくてよい。 	
上履き	・学校指定のもの。名前をしっかりと書く。忘れた生徒用に生徒指導部管理の貸し出しあり。	
頭髪	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔で活動しやすいようにする。 ・整髪料など不必要な加工はしない。 ・肩・目や頬にかかるないように切る、とめる。 ・長い場合はゴム、ピンでとめる。（黒・紺） ・モヒカンやツープロックなどのデザインカットや、エクステ、パーマなどの不必要な加工はしない。 	
みだしなみ	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセサリなど不必要な装飾はしない。（マスクは原則白色、柄物は不可） ・アイチ、カラコンなども含め、化粧・メイクはしない。 ・ピアスは付けない、穴も開けない。 	
カバン	<ul style="list-style-type: none"> ・学生カバン、スリーウェーパック、サイドパック。 ・リュック等の背負える型のもの。キーホルダーは区別のために手のひらサイズ以下を一つまで。 ・ビニール製の袋・紙袋等は不可。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・物品への落書きや変型は、基本「買い換え」となる。 ・熱中症が懸念される時期に行われる教育活動の担当（教科担当、行事担当など）からの指示で帽子着用を推進する。登下校時も同様。（日傘は不可）※スポーツキャップのみ着用可。 ・手首に髪ゴムをしたり、ミサンガなどをつけることは禁止。 	

(3) 持ち物

①学校生活に必要なものは持つて来ない。

②不要物を故意を持って来た場合は、学校で預かり、保護者と連絡を取り保護者に返却する。

③持ち物には、はつきりと名前を書く。

④学校において行って良いものと、持ち帰るものとの管理をしっかりと行う。

A) 必ず持ち帰るべきもの（毎日の家庭学習に必要）を教科担当が年度当初明示する。

B) 当日の宿題で使用する教科書、ワーク等を教科係が帰りの会に明示し、それらを持ち帰る。

※以上2点は必ず持って帰り、その他は学校の個人ロッカー、机の中において行ってよい。ロッカー等に入らない場合は、机の横にぶら下げられて、引きずらない手さげ等を用意して使用する。

ロッカー、机の中、手さげ等に入れて適切に管理できないものは持ち帰る。

(4) 西中学校 1日の生活の流れ (訂正線は感染症予防のため現在行っていないもの)

項目	時間	内 容	服 装
朝練習	7：30 ～8：10	・朝練習でも7：15以前には登校しない。 ・朝練習は、7：30～8：10まで。 (朝会の日は「遅くとも7：55」には終了)	・登校は制服 ※朝読から部活動は不可！
登校	8：25	・大きな声で挨拶をする。 ・自転車通学者は点検の後ステッカーをつける。 ・雨天時はカッパを着用。傘さし・並進は厳禁。 ・指定の場所に駐輪する。	・登校は制服
朝会	8：20	・毎週水曜日は朝会。8：20には整列完了 各クラス廊下に整列し、クラスごとに移動。	・朝会は制服
朝読書	8：25 ～8：35	全校一斉に読書をする時間 ・各自読書用の本を持参する。(マンガ・雑誌は除く。)	・制服かジャージか 体育着、部活動服×
朝の会	8：35 ～8：45	・大きな声で挨拶をする。 ・健康観察で具合の悪い生徒は申し出る。 ・集金等は、必ず朝のうちに担任に渡す。	・朝読書の時間 に同じ。
授業	授業時間は 50分間	西中の生徒として基本的な力につける大切な時間 ・号令係が前に出て声をかけ、挨拶をする。 ・授業中は人の話をしっかりと聞き、ノートをとる。 ・忘れ物をしない。授業道具の貸し借りはしない。 (移動教室時に忘れ物を教室に取りに行かない)	・制服かジャージ、体育着、 教科で指示されたものを着用する。
休み時間		・授業間の10分間は、トイレに行ったり、次の授業の準備、特別教室等への移動をしたりする時間。 ・授業開始2分前には教室に入り着席し、授業の用意を済ませておく。	・必要に応じて 休み時間の内に着替える。
給食準備	12：40 ～ 13：15	西中の生徒として生活の基本を学ぶ大切な時間 ・給食当番はてきばき配る。	・当番はエプロンと三角巾、 マスクをつける。
給食	12：40 ～13：20	・班ごとにまとまって食べる。 ・はみがきをする。	
昼休み	13：15 13：20 ～13：35	・校庭等で遊ぶ人も、予鈴がなったら教室に戻る。 ・昼休みに体育館は使用不可。	
授業	13：40 ～14：30 (15：30)	○月 5時間授業 ○火・水・木・金 6時間授業 (確認すべき事項は午前中の授業に同じ)	・午前中の授業 に同じ
清掃	14：40 ～14：55 (15：55)	西中の生徒として生活の基本を学ぶ大切な時間 ・身支度を整え、全員で協力して取り組む。 ・清掃長は、清掃カードを使い始めの会・終わりの会をする。	・ジャージか体操着で行う。 バンダナの使用はない。
帰りの会	15：00 ～15：10 (16：10)	・次の日の連絡は、教科係が責任を持って伝える。 ・忘れ物をしないよう明日の用意を整える。 ・一日のまとめをしっかりと明日の課題を考える。	・朝の会に同じ。 ※終了まで部活動服は不可！
部活動	帰りの会 終了後～	西中の生徒がとても元気に活動する大切な時間 ・荷物は部活動の活動場所まで持っていく。 ・顧問の先生の指示に従い、楽しく安全に活動する。	・部活動後の下校時は部活動服も可。

保健室の利用方法

心身共に急激な変化をする3年間です。お子さんの変化に敏感になって下さい。「毎朝、朝食を食べる」「夜更かしをしない」等、生活のリズムを大切にし、学校で意欲的に活動できるようご家庭で見守って下さい。

- 1 保健室を利用するときは、担任または授業の先生に許可を得てから利用する。
- 2 原則として家庭でのみの処置はできません。内服薬も出せません。
- 3 保健室にあるものは許可を得てから使用する。マナーが大切です。
- 4 早退時はご家庭へ連絡をします。帰宅後は学校へ必ず連絡してください。ご家庭によっては、一人で早退をすることもありますので、家の鍵の確認をお願いします。
- 5 緊急連絡先については、保健調査票に必ず記入して下さい。緊急連絡先が勤務先の場合、変更時には至急担任へ連絡をお願いします。

さわやか相談室の利用方法

- 1 様々な問題について相談できるよう「さわやか相談室」があります。「さわやか相談室」は、笹井小、広瀬小、水富小の児童・西中の生徒の相談室です。また、保護者の皆様にも利用していただけます。電話での相談も受け付けています。

直通電話 2953-9110 月～金 10:00～16:00

- 2 西中の生徒の利用について

相談できる時間は、休み時間と昼休みです。相談を希望する人は予約が必要で、入室できるのも該当の生徒だけです。また、相談室内での服装や持ち物も校内生活に準じます。

入学式について

式中は原則、制服は冬服でセーターは着ずに靴下は、長い靴下になります。上記のきまりをよく確認し、髪型、服装等を整えて中学校生活の第一歩にのぞんでください。翌日からの細かな日程、持ち物などは新一年生担当より連絡があります。

お願い

2月の中旬に、各小学校で『新入生ガイドンス』を小学校6年生対象に行います。その時には、今回の保護者会で西中学校のきまりについての資料を配布したので、家庭でしっかりと確認するよう案内します。お子様とこの資料の読み合わせをお願いいたします。

狭山市立西中学校 自転車通学許可規定

1 自転車通学の許可

定められた区域に居住している生徒が、規定を遵守し自転車通学を希望する場合、許可願の提出があつたものに対し学校長が許可をすることが出来る。

2 自転車通学路

登下校には、許可願いに記載した決められた通学路を通る。

3 交通ルールの遵守

法令で定められた規則を守らなければならない。特に、以下の点について注意する。

(1) 2人乗りは、絶対にしない。

(2) 雨の日は、カッパを着用する。傘差し運転は、絶対にしない。

(3) その他、並進・斜め横断の禁止、通行区分を守る。

4 ヘルメットの着用…登下校時は、必ずヘルメットを着用すること。顎ひもをゆるめずに使用する。

5 荷物…原則として、後部の荷台にくくりつけるか、後部のカゴに入れる。

6 自転車点検

自転車通学の許可にあたっては、自転車点検を受け合格しなければならない。

7 通学を許可できる自転車

通学を許可できる自転車は、マウンテンバイクやスポーツサイクルではなく、一般的な実用車（ママチャリ）でセミアップハンドルのものとする。特に、重要な点について以下に示す。

◆ ハンドル…極端に高い位置や低い位置にあるものや、
先端が一番高くなるハンドルは禁止。

◆ サドル…高さは、両足が地面に充分につく。

◆ ライト…前照灯が点灯すること。後部に反射板がついている。

◆ 鍵…盗難やいたずら防止のために必ず、付ける。

◆ 荷台…後部に必ず荷台（くくりつけ用ゴムひもも必要）、もしくは後部にカゴがある。

◆ ベル…音がしっかり出るものを必ず、付ける。

◆ ブレーキ…正しく作動し、前後良くかかるもの

◆ チェーンカバー…衣類が巻き込まれないように必ず、ついている。

◆ 記名…泥除けやフレームなどに必ず、記名する。

◆ 不要な装備や付属品は付けない。特に、ハブステップ（2人乗り用のボルト）は、厳禁。

自転車は、改造や変形されることなく、安全に使用する。特に、ハンドルやブレーキレバーの角度は変更しない。

8 自転車許可証

自転車点検を受け合格した自転車には、本校指定の許可証（ステッカー）を後輪泥よけに貼らなければならぬ。許可証は、1枚140円。

9 校内での取り扱い

門の外で乗降車し、校地内は押して移動する。定められた場所にカギをかけて整頓しておく。

10 保険の加入…加害時にも保障される傷害保険等への加入が必要。

（平成30年4月より義務化されました。）

11 許可の停止・取り消し

規定の違反者に対しては、以下のように許可の停止または、取り消しを行う。

(1) 2人乗り・傘差し運転・ノーヘルメットは、1週間の停止。2回目は1ヶ月、3回目は3ヶ月停止とする。

(2) 整備不良（7 通学を許可できる自転車 に反しているのも）・並進・危険走行・無灯火・校内乗車・置き場違反・鍵抜き忘れ・ヘルメットの取り忘れなどは、3回で1週間停止の扱いとする。

(3) その他、違反を繰り返すなど重大かつ悪質な違反に対して、許可の取り消しを行う場合がある。

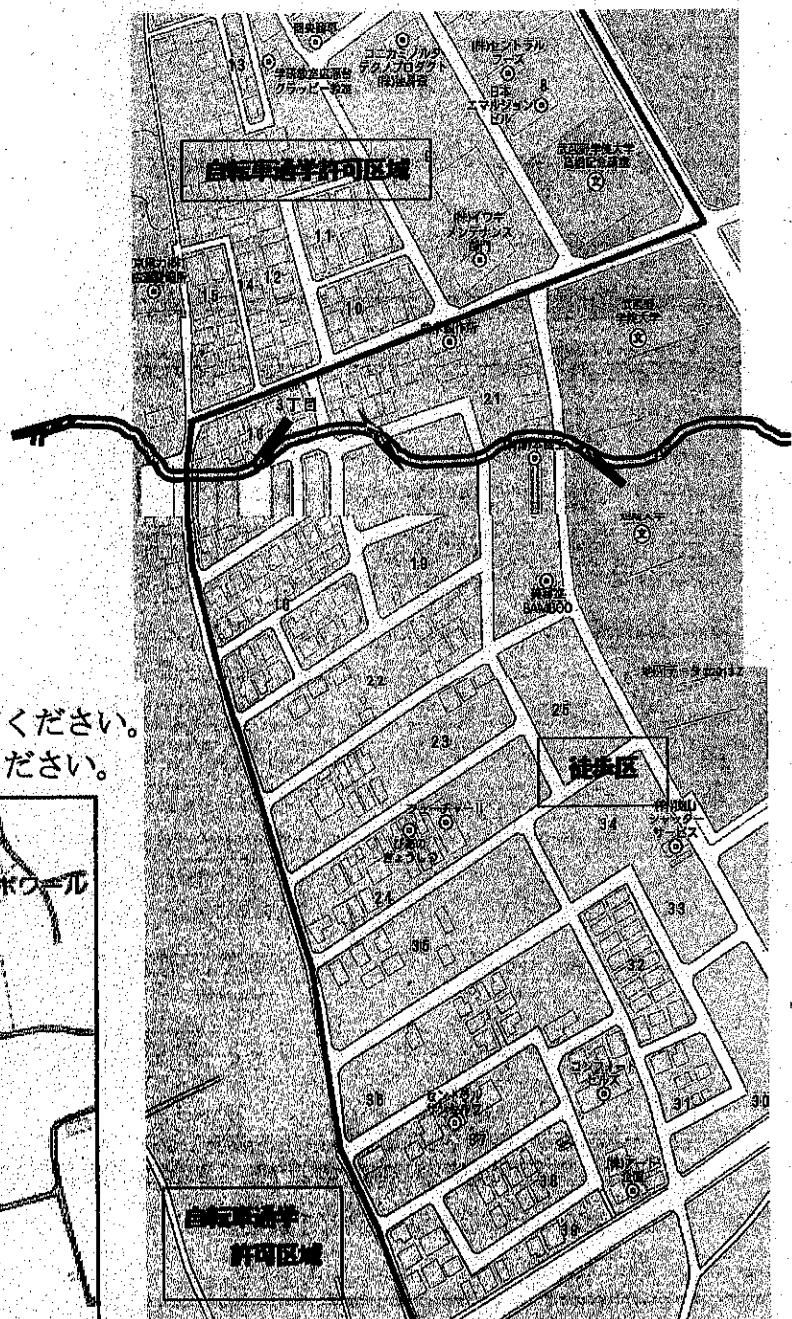


S型：オールランダーハンドル W型：セミアップハンドル

自転車通学許可区域 詳細図

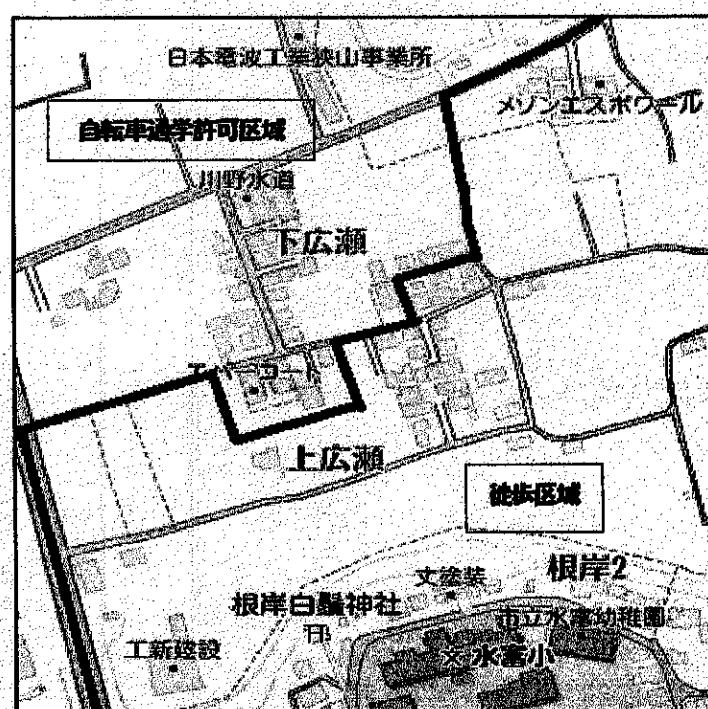
<広瀬台地区の一部>

広瀬台3丁目1番地～15番地は、自転車通学許可区域です。
ただし、以下の地図を優先します。(武蔵野学院大学高橋記念講堂や
㈱イワキメンテナンス部門南側の道路より北側にお住まいの場合)



<大字上広瀬・下広瀬の一部>

下の地図を参照してください。ただし、
南側の畠道を使用することは絶対にやめてください。
日本電波さんの南側道路に出て通学してください。



《部活動規約》

- 1 部活動生徒の個性を伸ばし、意欲的に体力や教養を高めるために、今年度は次の部を置く。なお、生徒数の増減を考慮し、部については毎年学校で話し合い、決定するものとする。
【運動部】 野球 陸上(男女) サッカー ソフトボール(女) ソフトテニス(男女)
柔道(男女) 剣道(男女) 卓球(男) バスケットボール(男女) バレーボール(女)
【文化部】 吹奏楽 美術 家庭 エイサー (おおぞら学級のみ)
- 2 各部活動は、学校教育の一環として行われなければならない。
- 3 部は顧問教師を必要とし、下記の条件を満たし、学校の許可を得て設立することができる。
 - 学校教育活動の一環であること。
 - 長期的に(数年間)活動できること。
 - 設立希望生徒数が廃止条件以上であること。

※活動に際し、外部指導者を要請・人選する場合は、以下の事柄に配慮し学校長が最終判断する。

 - ①本校部活動、並びに当該部活の活動方針についてよく理解している。
 - ②中学生の指導にあたる者として、人物的に信頼できる。
 - ③顧問教諭を補佐するための、専門的な技能、あるいは知識を有している。
 - ④その場だけの単年活動ではなく、できるだけ複数年中学校と関わりが持てる。
- 4 部は下記の条件を満たし学校の許可を得て、活動を休部することができる。ただし、一度入部した部活動は卒業時まで保障する。活動の休部が決まった段階から、新入生の募集は行わない。
 - 顧問教師がつけない。
 - 活動内容が学校教育の一環でない。
 - 長期的(3年間)に部員数が少なく活動が困難である。
- 5 各部は、入部に際して人数の制限をしてはならない。
- 6 各部は、毎年の学年始めに部員を募集し、2・3年生については、学年始めに継続の意思を確認する。
- 7 生徒は、顧問教師、学級担任の承認を得れば入部することができる。
- 8 生徒は、自分の意思によって転・退部できるが、顧問教師、学級担任の承認を必要とする。
- 9 次のことを守り、活動すること。
 - ①活動にあたっては、挨拶の励行・礼儀・協力等を重んじ、各学年間のつながりを大切にする。
 - ②使用した場所の整備・清掃・整理整頓・鍵の管理・確実な戸締り等に努める。使用状況が悪い場合は、活動停止、あるいは場所使用の停止をすることがある。
 - ③定められた時間内で活動し、休日の登校は制服・ジャージ・体育着・各部で定めた服装とする。
※部で定めた服装とは、部で購入したユニフォーム・Tシャツ・トレーナー・ウインドブレーカー等を指す。私服は禁止。
 - ④朝練習は7:30~8:10までとする。朝会の日は遅くとも7:55に終了する。
※7:15前には登校しないこと。なお、朝部活のために、朝読書や朝会に遅れた部員がいる部は、活動時間の短縮、あるいは停止とすることがある。
 - ⑤飲み物を持参する場合は、必ず水筒に入れて持参する。中身は、水・お茶・スポーツドリンクとする。(生徒指導の約束事と同じ)
 - ⑥長期休業中の活動日数は、夏季25日、冬季7日、春季10日、各以内とする。
(※公式試合を除く) ※公式試合とは、中体連が主催している大会のこと

⑦下校時刻は次の通りとする。下校時刻が守れない部員がいる部は、活動時間の短縮あるいは停止となることがある。

	月曜日～金曜日		短縮3時間（給食なし）	
	部活終了	総下校	部活終了	総下校
1学期	17:40	18:00	16:40	17:00
9月	17:10	17:30	16:40	17:00
10月	16:40	17:00	16:10	16:30
11月～1月	16:10	16:30	16:10	16:30
2月	16:40	17:00	16:10	16:30
3月	17:10	17:30	16:40	17:00

※新人大会で地区・県大会に進んだ場合は、その大会終了まで「17:30下校」が継続される。また各種大会で狭山市の代表として地区大会レベル以上の大会に出場する場合は延長について校長と協議する。

※大会前日の生徒への連絡や、荷物の積み込み等で下校時刻を越える場合は、他の職員にも連絡し、生徒が安全に下校できるよう配慮すること。

10 中間テストは4日前、期末テストは5日前から活動を停止する。朝練習は中間・期末テストとも1週間前から停止する。また、始業式、終業（修了）式、その他儀式の日は、部活動を停止する。さらに、各学期に1回ある「お弁当の日」の朝練習も基本的に停止とする。

11 登下校時の飲食、お店への立ち寄り等は禁止する。試合、大会の行き帰りも同様とする。

12 運動部の3年生は、最後の公式大会以降に部活動に参加したい場合は、以下のどちらかの場合に限り、なおかつ顧問の許可を得なければならない。

① 進路が決定している。

② 進路決定のための、練習会やセレクション等に参加する。

なお、進路決定のための練習会等に参加する場合は、練習会等までの直前3日間（3回）の部活動への参加を許可する。進路決定後や卒業式後であっても、3月31日までは平日休日ともに服装や登下校の手段、時間等において1・2年生と同様とする。

13 部活動の部長・副部長については、「男女混合の運動部活（剣道・陸上・柔道）においては男女各1名」、部長を配置することができる。なお、副部長においては、各部活動に任せること。上記以外の部活は、部長は1名とする。

14 必要に応じて、顧問会、部長会を開くことができる。

15 原則として小学生の部活動の参加を禁止する。又、小学生の春休み中の大会参加は、禁止する。

16 自転車保険に必ず加入する。

17 部活動で自転車を利用して移動する際は、ヘルメットを必ず着用する。

18 雨天時に生徒棟で活動する場合には必ず顧問教師がつくこと。つけない場合には活動することはできない。

19 平日に部活動を行わない日を「水曜日」とする。

20 原則として、土曜日か日曜日のどちらかを部活動なしとする。もし、土日どちらも部活動を行った場合には、次週の平日のうち、朝練習と放課後練習を1回ずつなしにする。（曜日は同じでなくともよい）

※ただし、学校総合体育大会および新人戦前の一週間は、全日活動することができる。その他、校長の判断により変わることもある。

21 部でウインドブレーカーを購入していない場合（文化部など）は、許可があるときに限り学校行事や校外活動時に市販のものを着用してもよい。ただし、その場合、華美とならないものとする。部でウインドブレーカーを購入している場合には部のものを着用する。

22 生徒がSNS等を用いて連絡網を回すと、連絡が回らなかつたというトラブルにもつながるため、部活内での連絡は、部活動の連絡網を用いる。

狭山市立西中学校
校長 浅沼 俊英

第64回 入学式のご案内

立春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、本校では令和5年度『第64回入学式』を下記のとおり実施いたします。ご多用の折りとは存じますが、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 期 日 令和5年4月10日（月）
- 2 式 場 狹山市立西中学校 体育館2階アリーナ
- 3 保護者参加 各家庭2名までの参加となります。
- 4 日 程
 - ・学級発表 8:25～ (サッカーコート北側のフェンス付近に掲示予定)
 - ・新入生学活 8:45～9:15 (生徒棟3階各教室、おおぞら学級は生徒棟1階)
 - ・保護者受付、入場 8:45～9:15 (体育館入口で受付後、2階にお上がりください)
 - ・来賓入場 9:20
 - ・新入生入場 9:25
 - ・入学式及び始業式 9:30～10:30
 - ・学級活動 10:45～11:35
 - ・生徒集合写真撮影 11:45 (写真撮影終了後、下校となります)
- 5 その他

(1)新入生の持ち物・服装・提出物など

○持ち物 - 上履き・筆記用具 → カバンに入れて

○服 裝 - 制服・運動靴

靴下はふくらはぎにかかる長さのもの（「生活のきまり」参照）

提出物 … ①「生徒調査票」白い紙

②「保健調査票」黄色の紙

③「学校給食における食物アレルギーに関する実態調査」

④「健康観察記録用紙」

⑤「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 加入申込書」

⑥「学校生活管理指導表」（該当者1～3枚）

⑧「自転車通学許可願」（該当者）青色の紙

提出物は、入学式後の学級活動で生徒が担任に提出してください。

※クラスや出席番号は、学級活動の時間で生徒が記入することになります。

- (2)新入生は、全員が徒歩での通学となります。自転車通学許可区域にお住まいでも、許可願の提出および審査、安全指導や許可証を発行するまでの数日間は、徒歩となります。
- (3)新入生は、学級発表の掲示を見たあと、1年生昇降口より各教室に入り、担任が来るのを待ちます。昇降口では、自分の下足をクラスの下足入れに出席番号を確認して入れます。

《保護者の方へのお願い》

- ・自家用車での来校は、ご遠慮ください。また、近隣の商業施設には駐車しないでください。
自転車で来校される方は、校門で下車して、所定の場所に駐輪してください。
- ・上履きおよび下足入れの袋をご持参ください。下足は、袋に入れて各自がお持ちください。
- ・受付は、8:45から始まります。早く会場に入っての座席取りはできません。
- ・受付での検温、消毒、マスク着用にご協力を願いいたします。
- ・入学式終了後、PTA役員の選出を行います。入学式後も会場にお残りください。

※今後の感染状況により、日程などが変更になる可能性があることをご承知おきください。

学校衣料品関係

令和5年1月現在

- 1 制服(税込み)※価格はメーカー参考価格です。取扱店ごとに販売価格は異なります。

男 子	女 子
○ブレザー 19, 250円	○ブレザー 19, 250円
○スラックス 17, 105円	○スカート 18, 150円
○ネクタイ 2, 893円	○スラックス 15, 950円
	○ニットベスト 3, 850円
	○リボン 2, 453円

- 2 上ばき 3, 300円(税込み：学年ごとにライン色が異なります。
令和5年度生は「青」になります。)

- 3 体育着・ジャージ(税込み：ジャージとハーフパンツは、全学年共通です。
名札の縁色が「青」となります。)

○半袖体育着-2, 400円 ○ハーフパンツ(PUMA)-3, 200円
○長袖ジャージ(PUMA)-5, 460円 ○ジャージズボン(PUMA)-3, 500円

- 4 ベルト・通学カバン

指定はありませんが、一部の制服取扱業者でも扱っています。
詳しくは、4ページ「服装等の規定」を参照してください。

- 5 その他

自転車通学者の雨具(カッパ)・ヘルメットの業者の指定はありません。各自でご購入ください。ヘルメットは、下記のニュー富士スポーツとカワシマヤスポーツでも取扱っています。

※1 自転車通学以外の生徒も、部活動等で自転車を使用する場合は、自転車通学者と同様にヘルメットを着用になります。また、荷台へのカゴ装着も推奨をしています。

※2 事故に備えて任意の自転車保険等には、必ず、ご加入ください。

(埼玉県では、自転車を運転する場合は自転車保険への加入が条例で義務化されています。)

- 6 上記の洋品取扱業者

- (1) 制服・雨具取扱店

- ・ふじや洋品店 (狭山市入間川2-32-27 Tel 04-2952-3333)
- ・足袋長 (狭山市入間川3-2-18 Tel 04-2952-2232)
- ・丸広百貨店 入間店 (入間市豊岡1-6-12 Tel 04-2963-1111)
- ・スクールベン 本川越ペペ店 (川越市新富町1-22 Tel 049-228-7676)

- (2) 体育着取扱店

- ・ニュー富士スポーツ (狭山市根岸2-20-4 Tel 04-2953-2021)

- (3) 上ばき取扱店

- ・ニュー富士スポーツ (狭山市根岸2-20-4 Tel 04-2953-2021)
- ・カワシマヤスポーツ (狭山市入間川3-3-15 Tel 04-2952-2213)

給食費・学年費の納入手続きについて

西中学校では、給食費・学年費の納入を、諸手続きの合理化と安全のために、口座振替で行なっております。つきましては、趣旨をご理解いただきご協力くださいますようお願ひいたします。

①口座

郵便局（ゆうちょ銀行）の口座で振替を行います。

取扱金融機関 郵便局（ゆうちょ銀行総合口座）

②振替日

給食費・・・4月～3月（8月を除きます）の毎月10日

学年費・・・5月～2月（8月を含みます）の毎月10日

振替日が金融機関の休日に当たるときは翌営業日

③金額

給食費・・・5,000円

学年費・・・6,000円程度

正式な金額は4月の保護者会でご連絡します。

振替の際、手数料（振替1件につき10円）がかかります。

④その他

口座振替が行われますよう口座への入金及び残高確認をお願いします。

振替日が過ぎてから入金されても、当月分としての振替はできません。振替できない場合は現金集金をしますが、事務手続き上煩雑になりますし、紛失等の問題も発生する事がありますので、現金集金の無いようにお願いします。

就学援助申請について（希望される保護者のみ）

令和4年度就学援助申請書の提出について

受付期間・・・本日から4月14日（金）まで

現在未認定で新規に申請される家庭の対象になります。

現在認定されている家庭は令和5年6月まで継続されますので、
ここで提出する必要はありません。

提出場所・・・西中学校事務室またはクラス担任

申請書類は、封筒に入れて巻封し事務室までお願いします。

保護者の皆様へ

令和5年度 就学援助のお知らせ（4～6月分）

狹山市では、経済的な理由により公立小・中学校で必要な学用品の購入や給食費の支払が困難な保護者に対して、必要な費用の一部を援助しています。

今回の申請は令和5年6月までの分となり、7月以降の分は改めて申請が必要となります。申請書等は後日改めて配布いたします。

※なお、すでに認定となっているご世帯の方につきましては、今回の申請は不要となります。

申請期日	認定期間	認定日	結果通知日
令和5年4月14日	令和5年4月～令和5年6月まで	令和5年4月1日	令和5年 5月下旬(予定)
令和5年4月15日～ 令和5年5月31日	年度途中申請 申請の翌月～令和5年6月まで	申請日の翌月の1日	申請日の翌月中旬

1. 対象となる家庭

次のいずれかに該当し教育委員会が認める方

- ・児童扶養手当を受けている世帯※注1（特別児童扶養手当ではありません。※注2）
- ・世帯全員の所得額の合計が狹山市教育委員会の定める基準額未満の世帯
- ・生活保護が停止又は廃止となった世帯

2. 援助の種類

給食費・学用品費等・新入学学用品費・校外活動費・修学旅行費・生徒会費・卒業アルバム代等・オンライン通信費

※給食費について

- ・認定が確定するまで保護者の口座から引落しされます。（給食費の口座振替・返金などの取扱いについては、各学校にお問い合わせください。）
- ・市から直接給食センター長口座に振込ますので、申請者の口座に振込はありません

3. 申請書の配布と申請場所

- ・申請書の配布 → 小・中学校 又は 学務課（市役所5階） 又は 狹山市のホームページ
- ・申請場所：在籍する小・中学校 又は 学務課（市役所5階）

※学務課への郵送による申請も承りますが、期日までの提出をお願いいたします。（消印有効）

※同一世帯に小学生と中学生がいる場合は、いずれかに1部のみ提出して下さい。

4. 申請書類

- ・申請書（令和5年度（4月～6月））※注3・4
- ・預金通帳のコピー等、振込先口座情報がわかる書類 ※必須
- ・添付書類（裏面参照）

5. 所得の目安

（平成24年度の生活保護基準額の1.3倍未満　世帯の合計所得を基に審査）

世帯人員	世帯構成	前年の世帯の所得額
2人	親 29歳・子 6歳	2,098,000 円未満
3人	親 33歳・子 6歳・子 3歳	2,578,000 円未満
4人	父 43歳・母 37歳・子 6歳・子 3歳	2,687,000 円未満
4人	父 38歳・母 35歳・子 12歳・子 8歳	3,212,000 円未満
5人	父 43歳・母 40歳・子 15歳・子 10歳・子 3歳	3,488,000 円未満

※所得額はあくまで目安です。お子様のご年齢等で結果が変わります。詳しくはお問い合わせください。

【裏面もご覧ください】

6. 注意事項

※注1. 年度途中で児童扶養手当が支給停止になった場合(継続できなかった世帯)は、就学援助が廃止となり、返金が発生する可能性があります。

※注2. 特別児童扶養手当とは精神又は身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。

※注3. 書類に不備がある場合は「否認定」となります。提出の際は記入漏れなどが無いか今一度ご確認ください。

※注4. 前年中の収入の有無にかかわらず、所得の申告後に申請してください。(未申告の方がいる場合は「否認定」となります)

(扶養に入っている方を除き20歳以上の方は、全員所得の申告をしていただくか、課税証明書等をご提出してください。)

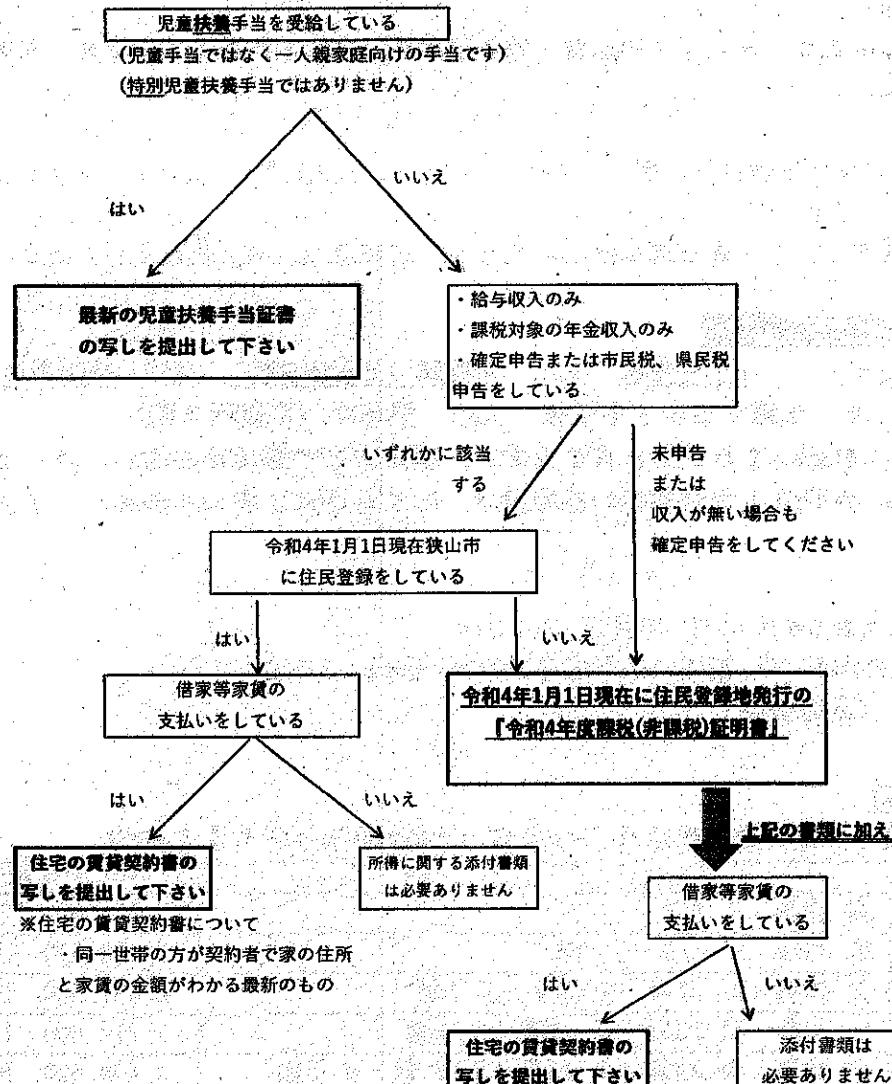
※申請の期日には十分ご注意ください。認定日は申請日の翌月となり、遅っての認定は行いません。

※認定後に結婚や離婚、住所異動など、世帯の状況に変更があった場合は、必ず学務課までご連絡ください。場合によっては就学援助費を一部返金していただくこともあります。

<問い合わせ> 狹山市教育委員会学務課学事担当

☎ 04-2953-1111 内線5656

★所得に関する書類について(生活保護世帯を除く)



令和 5 年 2 月 吉 日

令和 5 年度 新入学児童生徒保護者様

狹山市教育委員会

緊急時等の一斉メール配信システム「さやまっ子緊急メール」について（案内）

春寒の候、保護者の皆様におかれましては御健勝にてお過ごしのことと拝察いたします。また、お子様の御入学、誠におめでとうございます。

さて、本市では平成 25 年度より、緊急時における学校から保護者の皆様の携帯電話等への一斉メール配信システム「さやまっ子緊急メール」を導入しております。震度 5 弱以上の地震を観測した場合、登録している保護者様にメールを自動で配信し、児童・生徒、保護者様の安否確認や引き取り確認等を行うことができるシステムです。また、学校からは、台風や大雪により始業時間を遅らせる場合や、不審者に関する情報をお伝えする場合など、必要に応じて情報を配信することができます。

つきましては、「さやまっ子緊急メール」の加入登録について、保護者の皆様の御理解と御協力を願い申し上げます。なお、登録は入学準備説明会後からになります。学校を通してお配りした「登録案内」及び「利用手順書」を参考に登録をお願いいたします。

なお、登録の際は、3 月 31 日までは「4 月入学予定」を選択し、登録してください。4 月 1 日以降に登録の場合は、「1 年生」を選択し、登録となります。

【参考】狹山市役所ホームページで本システムを紹介しています。御覧ください。

トップページ

>子育て・教育

>子育てサイト HomeCiao

>緊急

>いざというときにつながる安心「さやまっ子緊急メール」を配信

<https://www.city.sayama.saitama.jp/kosodate/homeciao/kinkyu/sayamatukomail.html>

お問い合わせ 狹山市立教育センター

月～金 9：00～17：00

04-2956-2299

【さやまつ子緊急メール登録手順】

狹山市立西中学校

*生徒の安全を考慮し、内容の一部を一部は第三者への漏えい、賞与または譲渡などを禁止します。

■登録手順（1人目の生徒の登録）

さやまつ子緊急メールでは、一つのメールアドレスで、複数の生徒を登録することができますので、保護者1人につき登録するメールアドレスは一つにしてください。
手順1（右図1）：ご利用する携帯電話またはスマートフォンのメールアドレスから、以下のメールアドレスまたはQRコードで表示されるメールアドレス宛に、メール（または空メール）を送信してください。



rgyj890@symk-cg.city.sayama.saitama.jp

①

宛先 : rgyj890@symk-cg.city.sayama.saitama.jp
件名:なし
本文なし

②

From : ss.info@symk-cg.city.sayama.saitama.jp
件名:メールアドレス確認
下記のURLへアクセスしてください。
http://symk-cg-city.sayama.saitama.jp/sheets/
lfifhe/fififhikasf...

手順2（右図2）：数分以内に、件名が「メールアドレス確認」という返信メールが届きますので、本文中のhttp://をクリックして、登録画面にアクセスします。（=返信メールへの返信ではありません。）

返信メールを受信できない場合、指定受信の設定をおこない、以下の送信元メールアドレスのドメイン、または2つの送信元メールアドレスから配信されるURL付きメールを受信できるように設定してください。

送信元メールアドレスのドメイン : symk-cg.city.sayama.saitama.jp
送信元メールアドレス: ss.info@symk-cg.city.sayama.saitama.jp
と ss.school@symk-cg.city.sayama.saitama.jp

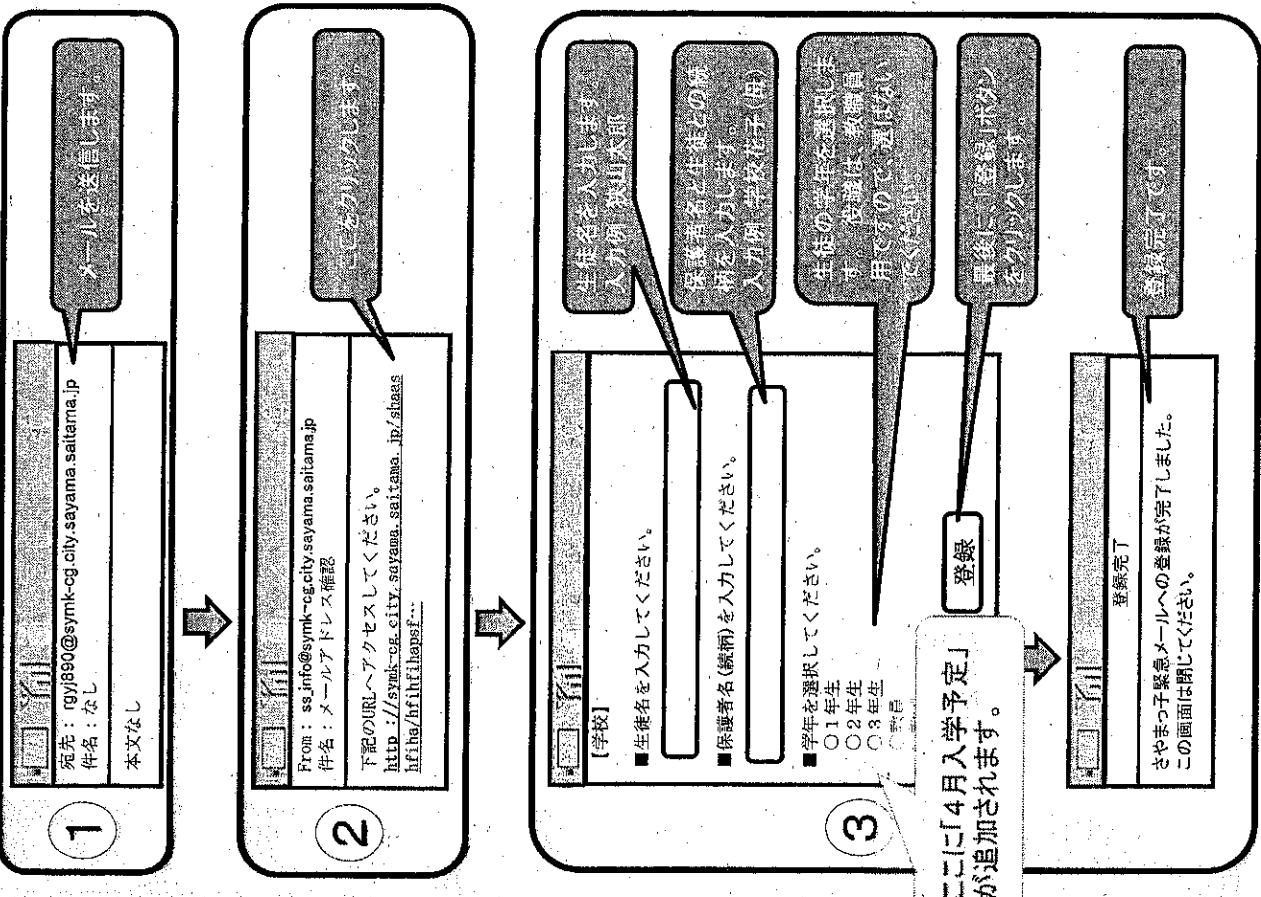
※ ご不明な点は、携帯電話会社の専門ショップへお問い合わせください。

◎ 2人目以降の生徒を登録する場合や、登録内容の変更・削除する場合にも、この返信メールから操作しますので、すぐには削除しないでください。

手順3（右図3）：登録画面の内容に従い、生徒名や保護者名（綱柄）、生徒の学年を入力または選択して、最後に「登録」ボタンをクリックして登録完了画面が表示されたら、登録完了です。

【2人目以降の登録】

1人目を登録した際に受信した件名が「メールアドレス確認」という返信メールの本文にあるhttp://から始まるURLをクリックして、操作確認画面にアクセスします。（=返信メールへの返信ではありません。）画面にて、「[2人目の追加登録]」を選択し、「次へ進む」ボタンをクリックしてください。1人目の登録と同じ画面が表示されますので、登録してください。「メールアドレス確認」という返信メールを既に削除してしまった場合は、上記の手順1（空メールの送信）をおこなってください。



新入生保護者様

狭山市教育委員会

「学校生活管理指導表」の提出について（お願い）

保護者様におかれましては、日頃より学校の教育活動に深いご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

学校においては、児童生徒の心身の健康状態を常に把握し適切に対応するため、心臓疾患、腎臓疾患、糖尿病、その他の疾患、および食物アレルギー等のアレルギー疾患を有する児童生徒につきましては、保護者様に「学校生活管理指導表」の提出をお願いしています。提出して頂きたい「学校生活管理指導表」は全国一律の書式で、下記のとおり三種類あります。

つきましては、入学前にお子様の健康状態について主治医と再確認して頂き、学校生活において配慮が必要な方は、入学式当日に「学校生活管理指導表」の提出をお願いします。

なお、お子様の最新の状態を把握するため、入学後に健康状態に変化があった場合（特に症状が悪化した場合）には、年度内であってもその都度提出をお願いします。

また、健康状態に変化がない場合も毎年、同表をご提出くださるようお願いします。

記

【提出していただくもの】※複数の疾患を有する場合は、同表に各々の医師の診断が必要です。

①学校生活管理指導表（保険適用外）

・心臓疾患、腎臓疾患、糖尿病、その他疾患がある児童生徒が対象

②学校生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー用）（下記※以外は保険適用外）

※児童生徒が所属する学校の学校医（〇〇病院□□△△医師）と上記疾患で受診した医療機関の診療医が異なり、さらに、この学校生活管理指導表が学校に提出されれば医療保険が適用されます。

③学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（保険適用外）

・食物アレルギーやアナフィラキシー以外のアレルギー疾患（ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎など）があり、学校での管理や配慮を求める児童生徒が対象

【提出日】

令和5年4月10日（月）入学式当日

※入学式当日に提出する書類一式と一緒に提出してください。

【提出の際の注意】

この「学校生活管理指導表」は医師が記載するものです。

なお、生活保護を受給している場合は無料になりますので、詳細は狭山市役所の生活福祉課担当（直通：04-2941-2052）にお問い合わせください。

保護者の方へ

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)について

1 はじめに

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）は、学校における安全と生活の質を左右する重要な書類です。食事制限を指導しているアレルギーの主治医とよく相談して記載を依頼してください。

乳児期に発症した即時型アレルギー反応の多くは成長とともに治癒すると考えられます。継続した受診をしていない場合には、診断を見直すよい機会です。医師と相談し、除去が必要か再評価してもらいましょう。

また、血液検査が陽性でも食べられることはよくあります。アレルギー専門医と相談し、食物経口負荷試験をするなどして、必要最小限の除去をしましょう。

主治医から「記載できない」「食物経口負荷試験が必要」などの診断がでた場合にはアレルギーの専門医を紹介してもらうとよいでしょう。

2 提出が必要な方

学校生活において、配慮や管理を必要とする場合に提出します。

配慮や管理とは、「食物アレルギーのために代替食・除去食が必要」、「アドレナリン自己注射薬、抗ヒスタミン薬などの処方薬を携帯している」などがあります。

食物アレルギーは自然寛解することが多いため、毎年見直す必要があります。

書類を記載してもらうだけでなく、食事制限を再評価する機会にしましょう。

3 発行料金

診断書と同じ扱いになります。文書料は自費となり医療機関により異なります。

健康保険や乳幼児医療費助成制度の対象外です。

4 受診の準備

医師が御本人や保護者の方と相談しながら作成しますので、アレルギーの原因食品は何か、何故除去しているのか、家庭での摂取状況、以前の診断はどのようなものであったか等を正確に医師に伝える必要があります。

受診がスムーズにできるように、保護者の方も、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の内容を整理しておくとよいでしょう。

5 保護者の同意欄

緊急時の対応などのため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に記載された情報を学校の教職員全員及び関係機関等で共有する必要があるため、保護者の署名をお願いします。

また、個人情報を除いた項目について、統計処理し、学校における食物アレルギー対策のための基礎資料とさせていただきます。

食物アレルギー疾患のある児童生徒への対応について

学校では、お子様が、「安全・安心」に学校生活を送ることができるように食物アレルギーに関する取組を行っています。保護者の方の御協力をお願いいたします。

食物アレルギー疾患に関して、学校における配慮や管理を必要とするかどうか、検討してください。

※学校生活における配慮や管理とは？

代替食・除去食が必要など、給食の配慮が必要。

食物・食材・植物等を授業で扱う場合に配慮が必要。

アドレナリン自己注射薬（エビペン）抗ヒスタミン薬などの処方薬を携帯している。

運動（体育・クラブ活動等）、校外活動などで配慮が必要など

食物アレルギー疾患対応を希望する旨を学校に申し出て、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を受け取り、医療機関を受診してください。

医師が作成した学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を学校へ提出し、個別面談をします。

管理指導表を基に、学校生活における配慮や管理について御相談します。

給食だけではなく、食品を扱う授業や郊外学習などについても御相談します。

全ての御要望にはお応えできない場合もありますので御了承ください。

例えば、極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合は、事故防止のため、お弁当の持参をお願いする場合があります。

食物アレルギー疾患に対する取組が開始されます。

食物アレルギーの治療に関する情報

血液検査が陽性でも食べられることはよくあります。食べられる範囲を正しく判断するためにはアレルギー専門医の下で行う「食物経口負荷試験」が必要な場合もあります。埼玉県内で実施している医療機関は下記のとおりです。

また、埼玉医科大学病院アレルギー疾患医療拠点病院のホームページでは、食物経口負荷試験や生活管理指導表の作成が可能な医療機関について検索（下記QRコード、または、<http://allergy.saitama-med.ac.jp/hospsearch/>）できます。



食物経口負荷試験を実施している医療機関（小児科）

令和2年6月1日現在

さいたま市	さいたま市民医療センター	所沢市	新所沢キッズクリニック	行田市	行田総合病院
さいたま市	自治医大付属さいたま医療センター	所沢市	やまもとキッズクリニック	羽生市	羽生総合病院
さいたま市	西部総合病院	所沢市	はらこどもクリニック	越谷市	獨協医科大学 埼玉医療センター
さいたま市	医療法人社団早川医院	所沢市	くさかり小児科	久喜市	扶顎堂たかぎクリニック
さいたま市	さいたま市立病院	所沢市	西埼玉中央病院	三郷市	セントラルクリニック 三郷中央
川口市	川口市立医療センター	狭山市	かせいの森のクリニック	三郷市	三愛会総合病院
川口市	埼玉協同病院	狭山市	すず木こどもクリニック	杉戸町	井上小児科皮フ科
和光市	埼玉病院	坂戸市	おがわこどもクリニック	毛呂山町	おっペ小児科・ アレルギー科クリニック
北本氏	北里大学メディカルセンター	鶴ヶ島市	若葉こどもクリニック	毛呂山町	埼玉医科大学病院
秩父市	秩父市立病院	鶴ヶ島市	みなくち小児科	嵐山町	清水小児科アレルギー クリニック
川越市	愛和病院				

埼玉県教育委員会・学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会

新入生保護者会(令和5年度新入学)

保護者各位

狹山市保健センター所長

予防接種についてのお知らせ

狹山市では、予防接種法に基づく定期予防接種を実施しております。

つきましては、裏面の定期予防接種の内容をご確認いただき、未接種の場合には、感染予防のためにも接種することをお勧めします。

なお、接種場所は指定医療機関となります。予診票がお手元にない場合は、市内指定医療機関に設置されている予診票をご使用ください。県内の指定協力医（市外）で接種を希望する場合は、保健センターまでお問い合わせください。

【お問い合わせ】

狹山市保健センター

☎04-2959-5811

予防接種はお済みですか

現在、新型コロナウイルス感染症の流行が続いているが、ワクチンで防げる感染症の予防は重要であるため、接種がお済みでない方は新入学に備えて予防接種を進めてください。

◆母子健康手帳の接種履歴をご確認ください。

●2種混合(DT)2期

《対象》満11歳以上13歳未満

●日本脳炎 2期

《対象》満9歳以上13歳未満(4回目)

女子のみ

●ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン

ヒトパピローマウイルス(HPV)は、子宮頸がんの原因となるウイルスです。予防接種を受けることで、このウイルスの一部の感染を防ぐことができます。これまで積極的な勧奨(予診票の送付)を差し控えていましたが、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことや、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが確認されたため、令和4年1月より対象者への積極的な勧奨(予診票の送付)を再開しています。

《対象》小学校6年生から高校1年生に相当する年齢の女子

(令和4年度対象者:平成18年4月2日~23年4月1日生まれ)

接種期限:高校1年生相当の年度の3月31日まで

※平成18年4月2日~平成23年4月1日生まれの方には、すでにヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンのご案内と予診票を送付しています。



厚生労働省公式ホームページ



狹山市公式ホームページ



◆対象年齢を過ぎると接種費用は全額自己負担となります。

接種間隔等ご不明な点は、かかりつけの医療機関もしくは保健センターへご相談ください。

◆上記の定期予防接種は、全て指定医療機関での接種になります。

予約が必要となる場合がありますので、あらかじめ医療機関にご確認ください。

◆予診票をお持ちでない方は、市内指定医療機関に予診票がありますのでご利用ください。

◆希望する方は、県内指定協力医で接種できます。

ご不明な場合は、保健センターへお問い合わせください。

◆医療機関や健診会場では接種を行う時間や場所に配慮し、換気や消毒を行うなど新型コロナウイルス感染症対策に努めています。

狹山市役所 こども支援課 からのお知らせ

保護者の皆さんの中には、子育てについて戸惑ったり、不安になったり、子どもが言うことを聞いてくれなくてイライラしたりすることがあると思います。また、普段の生活や人間関係からストレスが生じ、イライラと重なることもあります。このような不安やストレスのはけ口が子どもに向けられることはありますか。これがエスカレートすると虐待につながってしまうこともあります。また、「しつけ」のつもり、子どものためと思っても、行き過ぎると虐待につながってしまいます。そうなる前に、不安や心配な気持ちを話してみませんか。

■ 子育てに悩んだら…

- ・狹山市では、子どもの健やかな成長のための様々な問題（子育ての不安、成長に関すること、家族関係など）についての相談に応じています。状況によっては、訪問での相談も行っています。

狹山市 家庭児童相談室 04-2953-1111（内線 1535）

■ 児童虐待とは…



殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外にしめだすなど



言葉により脅かす、無視する、さうだい闇で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など



乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振ることなどを放置するなど



子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

※ネグレクトは、必要な受診をさせない場合も含みます（歯科受診など）

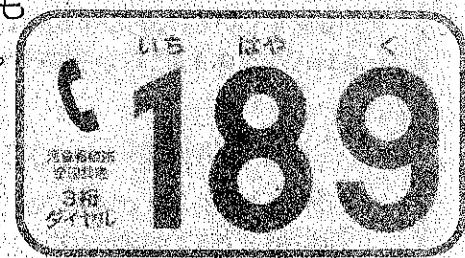
■ 児童虐待を発見した場合（疑いを含む）、ご連絡ください

- ・児童虐待を発見した場合、「児童相談所」もしくは「狹山市こども支援課」にご連絡ください。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

※緊急を要する場合は、警察（110番）にご連絡ください。

■ 狹山市役所こども支援課 04-2941-4047（直通）

■ 所沢児童相談所 04-2992-4152（代表）



24時間対応。通話料無料

■ 学校には「通報義務」があります

- ・学校では、児童虐待が疑われる場合に、「所沢児童相談所」や「こども支援課」に通報することになっています。「児童相談所」や「こども支援課」は相談機関です。訪問や連絡があったときは気軽に相談してください。

子どもを守るために「手の勢」口約

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合いましょう。



子育てに
体力や熱意を使わない

子どもが親に
恐怖を持つとSOSを
伝えられない

発芽寸前のイライラを
クールダウン

親自身が
SOSを出そう

子どもの気持ちと
行動を分けて考え、
育ちを応援

子どもや保護者がこんなサインを 出しているかもしれません



子育てに困っているとき

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

地域などと交流が少なく孤立している
小さい子どもを家に置いたまま外出している
子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
子どものけがについて不自然な説明をする

体罰がゆるされないものであることが法定化されました。

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いている。こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰がゆるされないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました。

なぜ体罰や躾罰をしてはいけないのか
体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

安心感や信頼感、温かな関係でふれ合い親子関係を!

子育てを担うことは、大変なことです。子どもに腹が立ったり、イライラすることも…
日々から子育ての具体的なポイントを参考に子どもと向き合い、周囲の力を借りながら子育てていきましょう。



子育ての具体的なポイント

- 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- 「言うことを聞かない」にもいろいろあります
- 子どもの成長・発達によっても異なることがあります
- 子どもの状況に応じて、身の回りの環境を整えてみましょう
- 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
- 再定义でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

保護者自身の工夫のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気付き、認めることが大切です。
- 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着け、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換しましょう。
- 周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気付いていない支援やサービスに出会えたりします。

子育てや出産に関する悩みやご相談は、
まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

<https://www.no-taibatsu.jp>



令和5年 2月吉日

西中学校区関係小学校

6年生保護者様

狹山市立西中学校
校長 浅沼 俊英

新入生保護者会後の質問の回答について

保護者の皆様におかれましては、平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

過日、実施いたしました新入生保護者会の後に、本校への質問をいただきました。
つきましては、全体に関わる質問について、下記の通り回答いたします。
なお、今後も、ご不明な点等があれば、遠慮なく西中学校までご連絡ください。

記

質問：女子のワイシャツ・ブラウスとリボン・ネクタイ及びスカート・スラックスの組み合わせにルールがあるのか。

回答：ルールはありません。常識的に考え着用してください。

質問：自転車通学の範囲について。

回答：現状にそぐわない点があつたため、変更します。

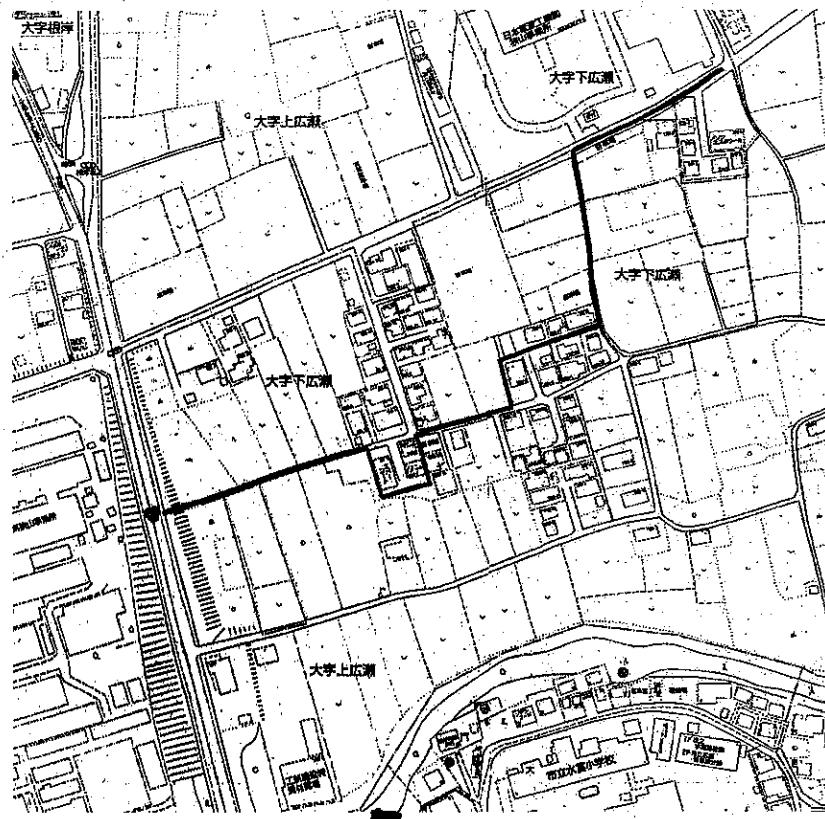
詳細は、裏面の地図を参照してください。

大字上広瀬・下広瀬の一部の自転車許可区域変更のお知らせ

令和5年度より自転車通学許可区域の一部を変更いたします。詳細は、下の地図を参照してください。

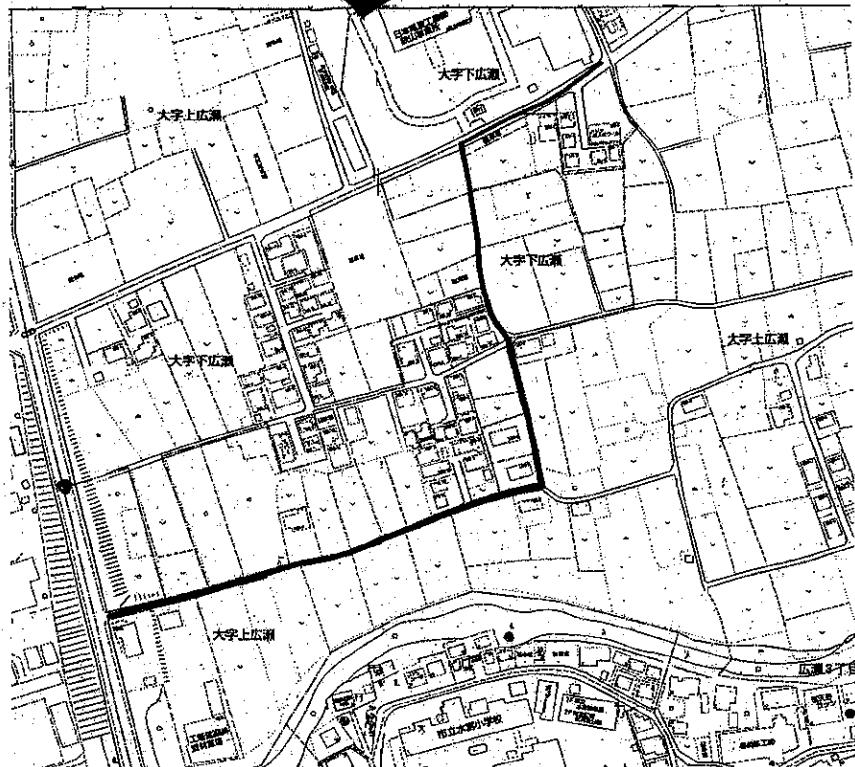
従来の自転車許可区域

※保護者会の際にお配りした資料通りです。



新しい自転車許可区域

保護者会で説明させていただいた区域
に上広瀬1300番台の一部を追加し、
新しい許可区域といたします。



※新しい許可区域も南側の畑道を使用することは絶対にやめてください。
必ず日本電波さんの南側道路に出て通学してください。